

こんにちはは  
保健師です

奥村 芳子です



介護保険で住宅改修の制度  
があることは以前お知らせし  
ましたが、住宅改修Ⅱ工事を  
しなくても手すりを設置する  
方法があります。

それは、「福祉用具レンタル」という制度です。レンタルの品目の中に、電動ベッドや歩行器と並んで「手すり」が含まれており、住宅改修と違って工事をしないで設置するタイプのもので該当します。

たとえば、トイレや廊下には工事で手すりを付けたけれど、壁のない居間の空間には付ける場所がなく、移動が不安定になってしまう、という場合に活用できます。

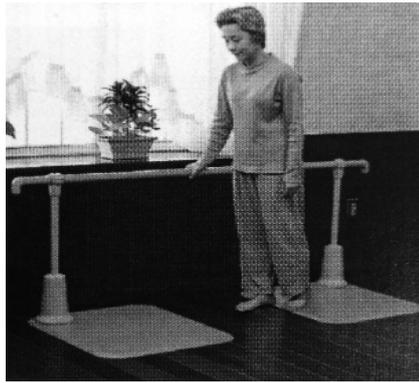
介護保険の活用法

突っ張りタイプ  
の手すり

突っ張りポールを床と天井の間に突っ張らせて、しっかりと固定するので安定感があります。立つ・座るなどの昇降動作や、広い空間でちよつとつかまりたい時などに役立ちます。



置き型手すり



置き型手すりは、廊下や室内に置くだけで、歩行動作やイスからの立ち上がりを支援、安定した移動動作をサポートすることが出来ます。

簡単に取り付けられる「手すり」を上手に活用しましょう！



写真のように、ベッドからの立ち上がり用にも設置できます。写真はベッド柵に専用の金具で固定しています。



床からの立ち上がり用  
手すり



布団からの立ち上がりを支えるタイプの手すりもあります。

レンタル費用は品目により、月額300〜400円程度です。利用には要介護認定を受けている必要があります。

相談窓口



占冠村地域包括支援センター  
(占冠村役場保健福祉課内)

電話56・2022

お気軽にご相談ください。

